

シンガポールにおける大分県産農林水産物フェアにかかる委託業務仕様書

1 事業名

令和7年度シンガポールにおける大分県農林水産物フェアにかかる委託業務

2 委託業務の目的

日本食需要の高いシンガポールにおいて、大分県農林水産物フェアを実施することで、さらなる輸出拡大につなげるとともに、大分県への渡航につなげる。

3 委託期間

契約締結後～令和8年3月13日（金）

4 委託予定金額

2,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託業務の概要

- (1) バイヤー招へい
- (2) 飲食店でのフェア開催
- (3) フェア及び大分県農林水産物の魅力（味力）のメディア発信
- (4) 全体管理

6 業務内容

- (1) バイヤー招へい
大分県農林水産物の魅力（味力）の理解を深めるため、フェア関係者の産地への招聘を行うこと
ア 実施時期
令和7年11月～12月（うち、4日程度）
イ 招聘対象
フェア実施店舗関係者（シェフ等）、現地輸入業者など3名程度
※招聘にかかる渡航費用等は別途ブランドおおいた輸出促進協議会（以下、協議会という。）で計上
- (2) 飲食店でのフェア開催
大分県農林水産物の魅力（味力）をPRするため、期間限定で飲食店においてメニューフェアを開催する。
ア 実施時期及び期間
令和8年1月～2月頃 1か月程度 ※関係者と要協議
イ 開催場所
現地飲食店（日本料理店に限らない）
ウ キックオフイベントの開催
フェア開催前（または初日）に飲食店関係者、インフルエンサーなどを対象としたPR試食会を開催すること。
エ メニューに使う食材の選定は、協議会及びフェア開催飲食店と協議し、決定すること。なお、使用する食材は5品目以上を目安に選定すること。
オ 食材の輸送にかかる輸出入業者等の調整を行うこと。
カ 飲食店でのPR用POP等を作成すること。
- (3) フェア及び大分県農林水産物の魅力（味力）の発信

一過性のフェアにならないよう、フェアの内容だけでなく、大分県農林水産物の魅力（味力）の発信を行う。併せて、春節時期に大分県への渡航を促す内容の発信を行う。

ア フェア開催飲食店の客層に向けた発信力のあるインフルエンサー等を活用すること

イ フェア内容の発信だけでなく、使用する品目の魅力を発信すること

※ 使用する品目について、1 記事以上は作成すること

ウ フェアを通じて大分県への渡航を促す取組を行うこと

(4) 全体管理

ア フェア終了後も円滑な取引ができる仕組みづくり

フェアで扱う産品について、品目に応じた輸出入業者を紹介すること

※ フェアのためだけの商流ではなく、フェア終了後も円滑に取引が続く商流を提案すること

※ 本事業のフェアにかかる食材費用については、輸送費も含め、フェア開催時までには商取引が可能となるよう調整すること。ただし、メニュー開発、キックオフイベントにかかる食材費等については、要相談。

イ 実施効果の報告

実施効果が検証できるよう、(1) 及び (2) を実施した際、関係者（イベント来場者や関係事業者）等にアンケート、ヒアリング等を行い、集計結果とともに分析を行い、成果品として提出すること。

6 成果品の提出

本事業完了後、イベント実績報告書を委託者に提出すること（形式は、JPEG、PDF、MP4 とする）。

(1) 報告内容

下記内容は必ず含めること。

ア 実施概要

イ イベント来場者及び関係事業者へのアンケート集計結果

ウ イベントの効果検証結果

来場者数や販売額等の実績も含めた包括的な検証結果

エ その他、企画提案書で提案した内容

オ 上記、アからエの総括結果を踏まえた次年度に向けた提案

(2) 納期

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

7 契約に関する諸条件

(1) 業務の履行に関する措置

ア 協議会は、本業務の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明記した書面を求め、必要な措置を取るべきことを要求する場合がある。

イ 受託者は、アの要求があったときは、当該要求に係る事項について検討し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に、協議会あて書面で提出するものとする。

(2) 成果品の帰属等

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、協議会に帰属するものとする。また、本業務において制作した資料等について、受託者は協議会に対し著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩防止について、善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報等の保護

本業務（再委託した場合を含む）により取得した個人情報は、協議会に無断で第三者に提供することはできない。また、業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。